平成２５年（フ）第６８５号
大阪府四條畷市二丁通町28番１号
債務者　森　　恵美（旧姓富岡）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４４号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目１番４―209号
債務者　今川　里恵（旧姓竹澤）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５９号
大阪市淀川区東三国５丁目12番10号　エンシンビル603号
債務者　大槻なおみ（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７５号
大阪府高槻市西冠１丁目25番16―412号
債務者　川﨑　喜視
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５９号
大阪市此花区酉島４丁目１番１―205号、前住所大阪府吹田市千里山竹園１丁目24番３―506号
債務者　河野　亜衣
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６３号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目３番15号
債務者　渡上美百合
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７１号
大阪市淀川区野中南１丁目８番５号
債務者　三好　絵里
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７８号
大阪府守口市大久保町３丁目21番13号
債務者　妻有　泰助
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８２号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号、前住所大阪府寝屋川市木屋元町１番15号
債務者　奥村　雅之
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８７号
大阪市旭区清水３丁目20番15号
債務者　住田　妙子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０号
松江市浜乃木２丁目３番18―102号　野津マンション、前住所松江市八雲町日吉333番地44
債務者　片寄　秋榮
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
熊本市南区白藤１丁目16番10号
債務者　福嶋真智子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
釧路市鳥取北９丁目６番16号　ハイツ紫３号室
債務者　佐藤　栄記
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２９号
釧路市松浦町８番６号　ＭＲ－２号
債務者　吉田佐武春
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２１０５号
東京都北区西が丘３丁目８－３―616
債務者　半田めぐみ
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１３４号
東京都港区三田４丁目17―19―101
債務者　倉持　　篤
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１８１号
埼玉県川口市芝中田２丁目24―21　第三千葉マンション301
債務者　國澤　静香
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部